

会計年度任用職員を募集 ー衛生パトローラーー

- ▶任用期間/任用の日～3月31日 ※4月以降も継続の可能性あり
- ▶勤務時間/午前8時30分～午後5時15分(週4日勤務)
- ▶勤務場所/クリーンセンター・市内各所
- ▶勤務内容/家庭ごみの収集、衛生パトローラー(残土、不法

- 投棄、へい獣などの収集)
- ▶募集人数/1人(選考)
- ▶選考方法/書類審査・面接
- ▶月給/125,600円(通勤手当は別途支給)
- ▶申込/ハローワーク大垣(☎73-8609)へ
- ▶問合せ/人事課(☎47-8196)へ



2月11日(金・祝)は
ごみ収集を休みます

2月11日は、祝日「建国記念の日」のため、すべてのごみ収集を休みます。この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」



「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、2月15日(火)に振り替えて収集します。詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。

上石津図書館の臨時休館

上石津図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。
*臨時休館日/2月25日(金)
*問合せ/同館(☎45-3118)へ



スマートフォン・携帯電話からの119番通報のポイント

年々スマートフォンや携帯電話からの119番通報が増加しています。携帯電話などによる通報は、通報者が今いる場所が分からない場合が多く、災害場所を特定するのに時間がかかる傾向があります。スムーズな通報のためにポイントを確認しておきましょう。詳しくは、大垣消防組合消防指令課(☎87-0119)へ。

Point 1

住所が分からない場合は、近くの商業施設、工場などの建物、住宅表札、信号機名称などを伝えてください。

Point 2

まずは落ち着いて通報してください。「火事ですか? 救急ですか?」をはじめ必要な情報をお尋ねします。

Point 3

意識のない人に対する通報は、スピーカーモードに切り替えていただき、通信員の指示に従って応急手当の指導を行いますので、ご協力をお願いします。

4月4日
運用開始

インターネット 施設仮予約システム 事前説明会を開催します

サイトピアセンター文化会館・学習館

サイトピアセンター文化会館・学習館の会議室(ホール・展示室を除く)について、4月4日からインターネットで仮予約ができるようになります。

利用には団体登録が必要で、仮予約システムの事前説明会を次のとおり開催しますので、利用を希望する団体の代表者はご参加ください。

＜仮予約システム事前説明会＞

- ◆とき/①3月4日(金) ②3月5日(土) いずれも午前10時～正午 ※①②のどちらかに参加
- ◆ところ/サイトピアセンター会議室2(文化会館2階)
- ◆申込/文化会館1階事務室で配布する申込書(大垣市文化事業団HPからダウンロード可)に必要事項を記入して、同事務室へ
- ◆問合せ/同事業団施設利用係(☎74-6050)へ



市土地開発公社 保有地の売却

大垣市土地開発公社は、次の保有地を公募抽選で売却します。

詳しくは、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。

- ◆申込/2月1～10日の平日の午前8時30分～午後5時15分に直接、同公社(市役所5階)へ
- ◆問合せ/同公社(☎47-8649)へ



同公社HP

＜売却する土地＞

番号	所在地番	地目	面積(m ²)	価格(円)
83	外洲2丁目31番2	田	2,995.02	56,910,000
89	羽衣町1丁目5番	宅地	523.92	27,500,000
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	23,990,000
120	新開町95番2	田	991.75	19,740,000
151-2	墨俣町二ツ木字張田子314番3	田	270.23	6,670,000

マイナンバーカード 交付・申請 休日・夜間窓口開設



市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- ▶とき/【休日窓口】2月13日(日) 午前10時～午後4時 【夜間窓口】2月15日(火)・17日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ところ/窓口サービス課
- ▶内容/マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- ▶問合せ/同課(☎47-8764)へ

ご確認ください!

屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、采例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要で

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

